

老朽危険空家等除却支援事業の拡充について

老朽危険空家	老朽空家（拡充）
<p>【補助対象工事】</p> <p>(1) 補助対象となる老朽危険空家等の敷地内の建築物すべてを除却するもの</p> <p>(2) 市内に事務所を置く事業者に請け負わせるもの</p> <p>(3) 交付申請書の提出日の属する年度内に完了するもの</p> <p>(4) 国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないもの</p>	
<p>【補助対象建築物の要件】</p> <p>(1) 1年以上居住その他の使用がなされていないもの</p> <p>(2) 主たる構造が木造または鉄骨造の建築物</p> <p>(3) 補助対象建築物が道路または隣地に影響を与えるおそれのある位置にあるもの</p> <p>(4) 空家法第22条第3項に規定する命令を受けていない建築物</p>	
<p>① 主として居住の用に使用する建築物（併用住宅においては延べ面積の1/2以上を居住の用途に使用するもの）</p> <p>② 空家の不良度・危険度の評点の合計が100点以上であるもの</p>	<p>① 昭和56年5月31日以前に建築された建築物</p> <p>② 次のいずれかに該当する建築物</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 建築物で居室を有するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. アに掲げる建築物に附属する納屋、倉庫、車庫等で、延べ面積が30㎡以上のもの（登記簿又は固定資産税課税台帳に記載されたものに限る）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ. ア又はイに掲げるものと同等のものとして市長が認めるもの</p> <p>③ 空家の不良度・危険度の評点の合計が40点以上であるもの</p>
<p>【補助率・補助限度額】</p> <p>・補助率：「実際の除却工事費」又は「国が示す標準的な除却工事費」のいずれか低い方の額に4/10を乗じた金額</p>	
<p>・補助限度額：50万円</p>	<p>・補助限度額：30万円</p>
<p>【補助加算額】</p> <p>・敷地内にある2棟以上の建築物を除却する場合：20万円</p> <p>・裁判所に申立て等を行い、建築物を除却する場合：30万円</p>	
<p>【財源内訳】</p> <p>国費1/2、県費1/4、市費1/4</p>	<p>市費10/10</p>